

生協わかばの里 介護老人保健施設訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(事業の目的)

第1条 北医療生活協同組合が開設する生協わかばの里 介護老人保健施設（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助ける為に、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供にあたって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理のもと、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
- 3 指定介護予防リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 生協わかばの里 介護老人保健施設
- (2) 所在地 名古屋市北区城東町5丁目114番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
医師 1名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
従業者は指定訪問リハビリテーションの提供にあたる。

医師は医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法について指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜日までとする。ただし、8月15日および12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、主治医の支持に基づき、要介護者(介護予防にあっては要支援者)の心身の機能回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) この事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割の額とする。
- (2) 利用当日に、利用中止の申し出が無く、利用の実施がなされなかった場合は、1回1,000円のキャンセル料金を請求する。但し、利用者の体調不良等、正当な理由があると事業所従事者等が利用の中止を判断した場合はこの限りではない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は名古屋市北区の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(虐待防止のための措置)

第10条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に年1回以上実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は職員の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月1日から施行する。

この規程は、平成28年 6月1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月1日から施行する。

この規程は、平成30年 6月1日から施行する。

この規程は、令和元年 10月1日から施行する。

この規程は、令和2年 6月1日から施行する。

この規程は、令和3年 6月1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。